

後期高齢者医療被保険者証をお持ちの人へ

問 国保年金課 (☎62-1207)

8月1日から使用する被保険者証を、7月中旬に簡易書留(転送不要)で発送します。8月1日以降に、医療機関で受診される際は、届いた被保険者証を使用してください。

7月中旬に、30年4月から31年3月までの年間保険料などを記載した「後期高齢者医療保険料額決定通知書」および「後期高齢者医療保険料納入通知書」を発送します。納期限内に必ず納めてください。



後期高齢者医療被保険者証		有効期限	平成31年 7月31日
被保険者番号	1 2 3 4 5 6 7 8	性別	男
住所	名古屋市東区泉一丁目6番5号		
見本			
氏名	広域 太郎		
生年月日	大正15年 7月26日	発効期日	平成20年 4月 1日
資格取得日	平成20年 4月 1日	交付日	平成30年 8月 1日
一部負担金の割合	●割		
保険者番号	3 9 2 3 4 0 0 0		
保険者名	愛知県後期高齢者医療広域連合		

新しい被保険者証は**若草色**です。

～後期高齢者医療被保険者証の受け取りに関するQ&A～

- ◎ 簡易書留で郵送された被保険者証を受け取れなかった場合はどうなるの？
- ▲ 簡易書留は、受け取る際に「押印」または「署名」が必要なため、配達時に不在の場合は、郵便ポストなどに不在連絡票が投函されます。不在連絡票に記載の受取方法に従い、郵便局へ連絡するなどの対応をお願いします。
- ◎ 不在連絡票に気付かずにそのままにしておくとうなるの？
- ▲ 郵便局での留置期間を過ぎると、被保険者証は市役所に返還されますので、国保年金課で直接受け取ってください。その際、現在お持ちの被保険者証、身分証明書(免許証など)および印鑑を持参してください。ただし、本人または世帯主以外が受け取りに来る場合は、委任状が必要です。
- ◎ 古い被保険者証(オレンジ色)はどうしたらいいの？
- ▲ 市役所または富士松支所、市民センターで返却することができます。ご自身で破棄しても構いませんが、悪用されないよう必ずはさみで裁断し、処分してください。



～後期高齢者医療保険料額決定通知書等について～

①年金からの天引きにより保険料を納める人【特別徴収】

「平成30年度 後期高齢者医療保険料額決定通知書 及び 後期高齢者医療保険料特別徴収通知書」と記載された**縦長の通知**が届きます。

※10月、12月、2月の月別納入保険料額については、確定した年間保険料から、4月、6月、8月の仮徴収額を差し引いた金額の3分の1ずつが年金から天引きされます。

②口座振替または納付書により保険料を納める人【普通徴収】

「平成30年度 後期高齢者医療保険料額決定通知書」と記載された**横長の冊子タイプの通知**が届きます。

※口座振替の人は、納入通知書に記載されている金融機関から引き落とされます。

※納付書が送付された人は、各納期限までに記載されている金融機関などで支払ってください。

※口座振替を希望する人は、送付された納付書の最終ページにある「口座振替依頼届兼納付方法変更申出書」に必要事項を記入し、振替を希望する金融機関へ届け出てください。

後期高齢者医療制度協定保養所利用助成の対象施設追加のお知らせ

協定保養所 すいとぴあ江南 (☎0587-53-5555・予約専用)

対 後期高齢者医療制度被保険者

助成額 1泊1,000円(全保養所をあわせて4泊まで)

※その他の対象施設および利用方法などは、30年4月1日号の市民だよりP32をご覧ください。

問 県後期高齢者医療広域連合給付課 (☎052-955-1205)